

ロシアによるウクライナ侵略を非難し、平和的解決を求める決議

令和4年2月24日から開始されたロシアによるウクライナへの侵略は、我が国を含む国際社会の平和と安全を著しく脅かす暴挙であり、すでに、子どもたち、民間人をはじめ多くの市民が犠牲となっている。ウクライナに拠点を持つ日本企業及び現地在留邦人も同様に厳しい状況に置かれている。

この侵略行為は、国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない行為でもあり、そして武力による一方的な現状変更は、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、断じて許すことはできない。

また、ロシアのプーチン大統領の核兵器使用を示唆した行動は言語道断であり、唯一の戦争被爆国国民として強く非難するものである。

本議会が、これまでに平和を希求する心は市民普遍の願いであるとして、平和都市推進の宣言を決議するなど、市民は平和な都市づくりに邁進してきた。今回の侵略行為は、その市民の願いにも反するものである。

よって、本議会は、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく非難し、ロシア軍の即時撤退と平和的解決を行うよう強く求めるものである。

そして、私たち一人ひとりが世界の恒久平和を願い、平和を守るための努力を行っていくことを改めて誓う。

以上、決議する。

令和4年3月15日